



第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策と配置方針図

基本理念や6つの基本方針を踏まえ、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に取り組みます。緑地の保全及び緑化の推進のための施策を基本方針ごとに分類すると以下のとおりです。

緑地の保全及び緑化の推進のための施策		
協働・共創	施策 1	市民や事業者等との協働による緑化活動の促進
	施策 2	緑に関するイベント等の充実
	施策 3	緑の取組に対する表彰等の充実
	施策 4	共創による緑化活動の仕組づくりの検討
保全・継承	施策 5	まとまった緑地の保全
	施策 6	斜面緑地の保全と緑化の推進
	施策 7	自然海岸等及び背後の緑地の保全
	施策 8	身近な緑の保全
	施策 9	グリーンインフラとしての機能の活用
充実	施策 10	緑の拠点となる公園等の整備・再整備
	施策 11	公園等の質の向上
	施策 12	身近な公園・広場の創出・拡充
育成	施策 13	身近な緑の育成・彩り空間の創出
	施策 14	公共施設の緑化推進
共生	施策 15	ゼロカーボンシティかごしまに関する意識の高揚を図る取組の推進
	施策 16	生物多様性に関する意識の高揚を図る取組の推進
	施策 17	緑の循環社会の構築に向けた取組の推進
	施策 18	水と緑のネットワークづくり(生態系ネットワークの形成)
活用	施策 19	農地の活用
	施策 20	公園・緑地等の活用

4-1.協働・共創に関する施策と配置方針図

施策1:市民や事業者等との協働による緑化活動の促進

今後も緑に彩られたうるおいのある都市環境を実現するため、協働の取組をさらに展開させながら市民や事業者等との協働による緑化活動の促進を図ります。

花と緑の彩り活動の促進

- ◆ 花壇やフラワーポットなどを管理している町内会や通り会などに対して、花の苗を配付することによって、市民との協働による花と緑で彩る活動を促進します。

フラワー・パートナー等の普及拡大と制度拡充の検討

- ◆ 花壇やプランターの維持管理に対するスポンサーやサポーターとなるフラワー・パートナーについて、さらなる制度の周知広報に努め、普及拡大を図ります。
- ◆ フラワー・パートナーの対象エリアの拡大や市電軌道敷緑化に対する寄附の募集、ネーミングライツの販売や広告・社名入りの街路樹・花壇設置など、さらなるみどりのスポンサー制度の導入を検討します。
- ◆ 緑の募金やふるさと寄附金などの拡充を検討します。



【スポンサー契約を結んでいるプランターの設置状況】(高見橋)

公園愛護活動の普及拡大

- ◆ 町内会やあいご会などにより、地域内の公園の清掃や除草などのボランティアを行う公園愛護作業団体について、制度のさらなる周知広報に努め、普及拡大を図ります。

地域コミュニティによる公園管理の促進

- ◆ 地域内の公園の清掃や除草などを行う公園愛護活動に加え、樹木（低・中木）の剪定やトイレ清掃などを行う「地域コミュニティ公園管理事業」の実施を検討します。

街路樹愛護活動の普及拡大

- ◆ 町内会やあいご会などにより、地域内の植栽帯の清掃や除草などのボランティアを行う歩道緑地帯管理団体について、制度のさらなる周知広報に努め、普及拡大を図ります。

「道守かごしま」の活動の促進

- ◆ 鹿児島県国道事務所を中心とした「道守かごしま」のボランティア団体等の協力による道路の美化維持活動を促進し、地域住民の美化意識の向上や道路への愛護心の高揚を図ります。

グリーンバンク制度の運用

- ◆ 市民が撤去等を予定している樹木を寄附していただき、これを公園等に植栽することによって市民生活環境の向上と緑化の推進を図ります。

施策2:緑に関するイベント等の充実

イベントの運営形態についても行政主導のみでなく、市民や事業者などによる開催も含めて、市民、事業者、NPOなどとの連携を図り、地域の行事等に合わせながら、緑のイベントの実施や参画、支援に努めます。

「錦江湾公園はなまつり」等の開催

- ◆ 緑化推進イベントである「錦江湾公園はなまつり」を開催するとともに、鹿児島中央駅の駅前広場や中央公園の立体花壇のデザインを市民から募集することにより、市民の緑化意識の高揚を図ります。



【第25回錦江湾公園はなまつり】

ふれあい園芸教室の開催

- ◆ 季節の草花等の園芸について学ぶことができる「ふれあい園芸教室」を開催し、市民の緑化意識の高揚を図ります。



【令和3(2021)年度 ふれあい園芸教室】

いきいきグリーンカレッジ等の開催

- ◆ 花きや花木、果樹、野菜の栽培についての講習会を開催し、収穫の喜びや植物への愛情を育むことによって、生きがいやうるおいのある暮らしを支援します。
- ◆ 落葉果樹に関する園芸講座や親子で行う野菜のコンテナ栽培等を開催するなど農業への理解や植物への愛情を育みます。

実りまるごと収穫体験等の開催

- ◆ 都市農業センターや観光農業公園（グリーンファーム）で実った果実などの収穫体験を実施し、農業への理解を深めます。

楽しいガーデニング等の開催

- ◆ 「楽しいガーデニング」や「ファミリー農園」、「プランター菜園をはじめよう」などの各種園芸講座を通じて、農業への理解や植物への愛情を育みます。

緑に関する情報の充実

- ◆ 市ホームページやSNSによる情報提供を行うとともに、月に1回、花と緑の相談所を開設し、緑に関する理解の醸成や緑化意識の高揚を図ります。

施策3:緑の取組に対する表彰等の充実

今後も市民の緑化活動に対する意識の高揚を図るため、緑の取組に対する表彰等の充実や拡充を図ります。

まちかどフラワーコンテストの開催と制度拡充の検討

- ◆ 町内会や通り会などにより管理されている花壇について、フラワーコンテストを開催し、市民による花と緑で彩る活動を促進します。
- ◆ 屋上・壁面緑化等の緑化活動に対する表彰制度の創設など、さらなる制度の拡充を検討します。



【まちかどフラワーコンテストで特選を受賞した花壇】(花野光ヶ丘)

景観まちづくり賞の開催

- ◆ 景観まちづくり賞の募集・表彰・広報を行い、良好な景観形成に寄与する建築物や景観まちづくり活動の促進を図ります。



【景観まちづくり賞を受賞した美化活動の一環で維持管理されている花壇】(郡山町)

施策4:共創による緑化活動の仕組づくりの検討

市民や事業者等に情報提供を図るとともに、共創して都市公園の管理・運営を行う制度の活用を検討します。

共創による緑化活動の情報提供

- ◆ 緑に関する課題の情報共有を図るとともに、共創による緑化活動の制度や他都市の取組事例等の周知を図ります。

パークマネジメント事業の導入検討

- ◆ 市民・事業者・NPO等が主体となって公園等の管理から運営までを行うパークマネジメント事業の導入を検討します。

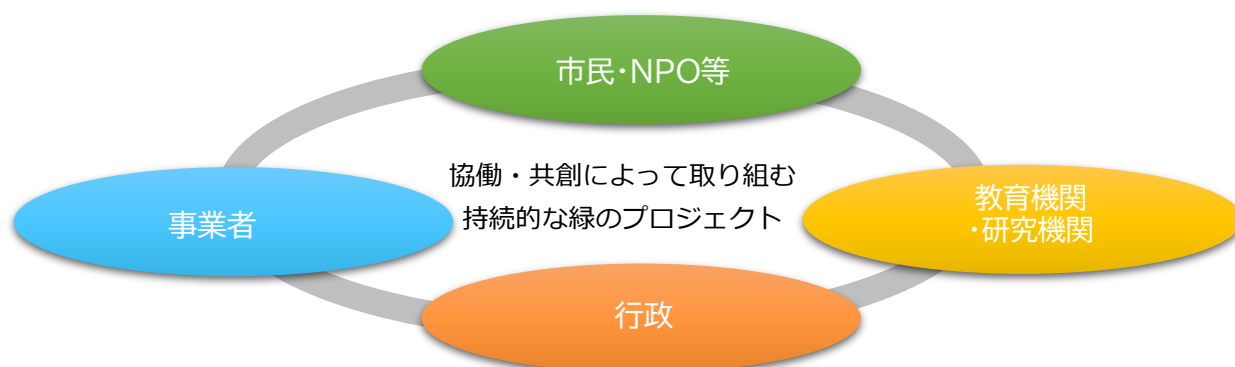
緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の活用検討

- ◆ 市民緑地の設置及び管理、特別緑地保全地区内における管理協定に基づく緑地の管理など、緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の活用を検討します。

市民緑地認定制度の検討

- ◆ NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を活用し、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する計画を作成し、市長の認定を受けることで、税制面で優遇措置を受けることができる「市民緑地認定制度」の導入を検討します。

【協働・共創に関する配置方針図】



基本方針1の「協働・共創」は、市民、事業者、NPO、行政などのあらゆる主体が課題を共有し、協働・共創しながらおいと彩りあふれるまちづくりを進めていくことを目指しており、その他の基本方針2~6を進める上で、最も重要となる共通事項であることから、協働・共創による配置方針図は定めず、基本方針2~6の全てに係る概念として整理します。

4-2.保全・継承に関する施策と配置方針図

施策 5:まとまった緑地の保全

本市は、桜島・城山・慈眼寺などの豊かな自然環境に恵まれています。これらの緑については、国立公園や風致地区などの法制度等により一定の緑は守られており、今後も現状の法制度等を維持するとともに、制度の拡充を検討します。

緑地保全制度の活用

- ◆ 本市におけるまとまった緑地については、今後もより確実な保全を図るため、法や条例等に基づく緑地保全を図るとともに、特定用途制限地域の活用や開発許可の規模の引下げなどを検討します。

施策 6:斜面緑地の保全と緑化の推進

市街地に残された斜面緑地は、市街地のどこからでも垣間見ることができ、市街地の背景として緑の景観を形成するとともに、生きものの貴重な棲みかとなっています。これらの斜面緑地については、保全と緑化の推進を図ります。

斜面緑地保全方策の検討

- ◆ 市街地に残された貴重な緑である斜面緑地については、保全方策を検討します。



【城山の斜面緑地】



【斜面緑地】

景観及び維持管理に配慮した斜面緑化の推進

- ◆ 急傾斜地崩壊対策工事などの丘陵斜面の防災工事における斜面緑化を推進します。
- ◆ 道路改良等における法面緑化については、景観や維持管理に配慮した斜面緑化を実施します。

施策7:自然海岸等及び背後の緑地の保全

本市の数少ない砂浜や市街地を流れる河川については、その背後の緑と一体となって、水と緑を身近に感じられる親水空間として、これらを保全します。

自然海岸等の保全

- ◆ 自然の形で海とふれあえる場として貴重な水辺空間となっている桜島、磯、平川、生見周辺などの自然海岸等については、法制度の維持・拡充や県の「海岸保全基本計画」などとの連携により保全します。

自然景観等に配慮した親水空間とその周辺の緑地の維持・保全

- ◆ 桜島地域や磯・多賀山地区等においては、豊かな歴史や自然景観、観光資源を生かした親水空間として、周辺緑地とともに維持・保全します。



【歴史ロード維新ふるさとの道】
(甲突川左岸緑地)

施策8:身近な緑の保全

市民に親しまれている緑地や地域の個性ある景観づくりの核となる樹木、保護する必要がある樹林等については、条例等に基づく保全を図ります。

保存樹等の保護の推進

- ◆ 自然環境を保護し、人と自然との共生に関する意識の高揚を図ることを目的とする「鹿児島市保存樹等及び自然環境保護条例」により保存樹、保存樹林を保護しており、今後も、同条例に基づく保存樹・保存樹林の指定及び保護に努めます。

景観重要樹木の指定・保全

- ◆ 景観重要樹木とは、道路や公共の場所から、誰もが容易に見ることができ、樹形や樹高などが優れ、地域の象徴的な存在となる樹木です。
- ◆ 今後も、地域の個性ある景観づくりの核となる景観重要樹木の指定及び保護に努めます。



【景観重要樹木(藤野アコウ群)】

市民緑地契約制度の検討

- ◆ 土地所有者による緑地の管理負担を軽減しつつ緑地の維持・保全を図るため、市民緑地契約制度の活用を検討します。

地区計画の活用等による緑地保全の検討

- ◆ 都市計画法に基づく地区計画の活用等による民有地内の既存の緑地や樹林等の保全を検討します。

施策9:グリーンインフラとしての機能の活用

緑の維持・保全によるうるおいのある都市景観の形成等を図るほか、森林等の緑や農地の緑を維持・保全しながら防災・減災等の機能を活用します。

緑の維持・保全によるうるおいのある都市景観の形成等の推進

- ◆ 市電軌道敷緑化や屋上・壁面緑化の推進により、うるおいのある都市景観の形成やヒートアイランド現象の緩和に向けた機能の確保を図ります。
- ◆ 国や県等と連携した、街路樹等の適切な維持・保全によるうるおいのある都市環境の形成やCO₂の吸収機能の確保を図ります。



【市電軌道敷緑化】

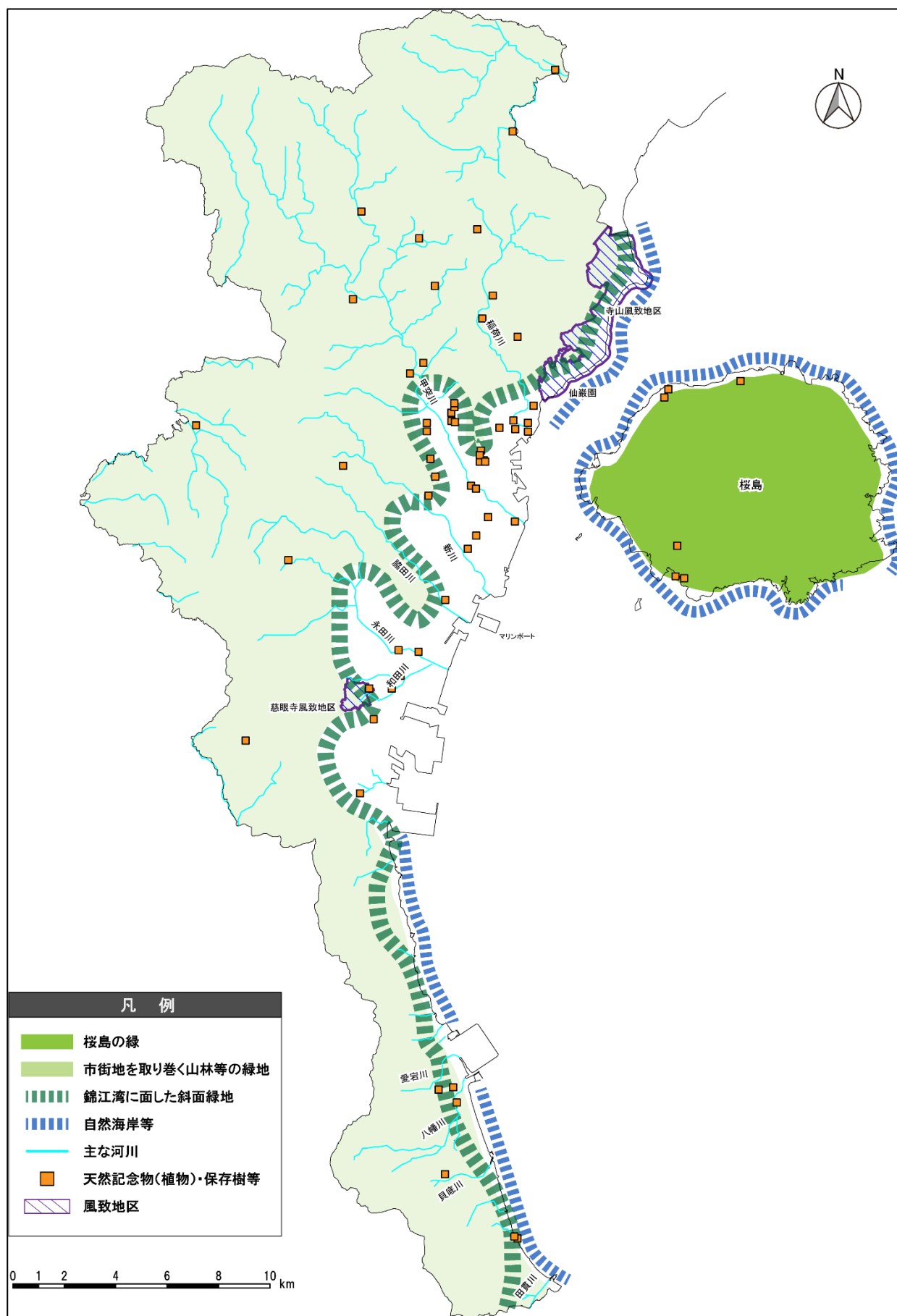


【パース通線の街路樹】

緑の維持・保全による防災・減災等の推進

- ◆ 国や県等と連携し、間伐等による森林の適切な維持・保全を図り、防災・減災機能や生態系保全機能の確保を図ります。
- ◆ 農地の適切な維持・保全を促し、農地の雨水貯留機能や生態系保全機能の確保を図ります。
- ◆ 県と連携した、河川等の適切な維持・保全による防災・減災機能や生態系保全機能の確保を図ります。

【保全・継承に関する配置方針図】



4-3. 充実に関する施策と配置方針図

施策 10: 緑の拠点となる公園等の整備・再整備

緑の拠点となる公園等については、公園本来の機能に加え、市民をはじめ、様々な利用者にとって魅力的な施設となるよう、多様なニーズを捉えた機能の充実を図ります。

緑のシンボル拠点の公園等の整備・充実

- ◆ 緑のシンボル拠点となる公園等は、市民のみならず、他都市からの来園者に対しても、魅力的な公園となるよう、豊かな景観風致の保全や利用者のニーズを捉えた施設の充実を図るとともに、バリアフリー化や防災関連施設の充実に取り組むなど、緑のシンボル拠点として、ふさわしい機能の充実を図ります。
- ◆ 新たな緑のシンボル拠点として武岡公園の整備に取り組みます。



【武岡公園整備予定地からの眺望】

緑のレクリエーション拠点の公園等の充実

- ◆ 緑のレクリエーション拠点は、地域の核となる公園・緑地等であり、豊かな地域づくりを目指して、地域住民のレクリエーションや地域の交流の場として利活用を図るとともに、自然環境の学習の場としての機能の充実を図ります。
- ◆ 地域住民のニーズを捉えた施設の充実やバリアフリー化、防災関連施設の充実に取り組むなど、地域の核となる公園・緑地としての機能の充実を図ります。



【天文館公園】
(平成 25(2013)年度リニューアル)

眺望スポットとなる公園等の維持・保全

- ◆ 桜島や錦江湾などの恵まれた眺望景観を楽しむことができるように、眺望スポットとなる公園等の維持・保全を図ります。

施策 11:公園等の質の向上

市民の憩いの場やレクリエーションの場、健康づくりの場として活用されている公園等については、施設の長寿命化やバリアフリー化、防災設備の充実など、市民ニーズを捉えた公園等の質の向上を図ります。

公園・緑地のバリアフリー化等の推進

- ◆ 高齢者、障害者等も利用しやすい公園とするため、公園の再整備や拡充にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18（2006）年）に基づく都市公園移動等円滑化基準への適合を図るほか、ユニバーサルデザインにも配慮した施設整備に取り組むなど、公園・緑地のバリアフリー化等を推進します。



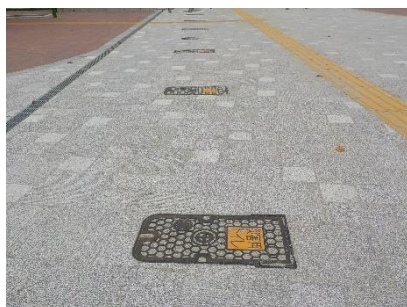
【バリアフリー対応トイレ】
（上荒田の杜公園）

公園施設長寿命化計画の推進

- ◆ 都市公園における公園施設は、老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図るため、公園施設の長寿命化計画に基づき適切な施設点検、維持補修などの予防保全を行い、既存ストックの長寿命化や計画的な更新を図ります。

公園施設等の防災機能の向上

- ◆ 公園施設等の防災機能の向上を図るため、公園や公共施設の緑化、園路の透水性舗装、街路樹の植栽等による雨水貯留機能の確保を図ります。
- ◆ 火災の延焼の遅延・防止に効果の高い樹種による植栽の導入（シラカシ、タブノキなど）や身近な防災拠点の整備（かまどベンチ・防災倉庫などの設置による防災機能の拡充）を検討します。



【マンホールトイレ】



【かまどベンチ】

公園施設の省エネルギー化等の推進

- ◆ 公園施設の整備、更新にあたっては、照明施設のLED化やソーラー化に取り組むなど、公園施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を推進します。



【LED照明灯】

緑とふれあう場の創出

- ◆ 市民が多様な緑とふれあう場として、菜の花など季節の匂いのする花や季節を楽しめる樹木の植栽により、歩きながら緑とふれあい、楽しめる散歩道の充実を図ります。
- ◆ 都市農業センターにおいては、四季折々の花を楽しめる四季の花園の設置に取り組みます。



【錦江湾公園】

公園・緑地の歴史的資産の維持・保全

- ◆ 西郷誕生地、祇園之洲公園、座禅石公園などについては、歴史的資産等を活用した公園や緑地の維持・保全を図ります。

公園及び歩道緑地帯等の降灰除去の推進

- ◆ 降灰時に、公園利用者等に清潔かつ快適な施設を提供するため、公園内や歩道緑地帯等に堆積している降灰除去を実施します。

ICT・IoT等を活用した整備の検討

- ◆ 公園の防災機能等をも高めるため、Wi-Fiの設置検討を進めるほか、ARやVR等を活用した公園等の新たな魅力創出を検討します。
- ◆ 高齢者等、移動が困難な市民に対して自動運転等を活用した公園内の移動手段の充実を検討します。
- ◆ ドローン画像等をAIにより解析し、施設の異常などを検知するシステムの導入を検討します。

公園の再編や機能の見直しの検討

- ◆ 調和のとれた公園の配置に向け、誘致圏が重複している公園の再編や設備・機能の見直しを検討します。

市民参加型の公園・緑地の整備等の検討

- ◆ 公園・緑地の整備や再整備にあたっては、ワークショップなど市民意見を取り入れた市民参加型の公園・緑地の整備等を検討します。

施策 12:身近な公園・広場の創出・拡充

公園等の調和のとれた配置・拡充を図るため、民有地の借上げや低未利用土地、公共施設跡地などを活用した公園・緑地の整備等を進めます。

地域の実情に応じた公園・緑地整備の推進

- ◆ 民有地の借上げ（借上げ公園）や市有地の有効活用による公園整備など、地域の実情に応じた柔軟な公園整備を推進します。
- ◆ 低未利用土地や公共施設跡地などを活用した公園・緑地の整備を促進します。
- ◆ 土地区画整理事業による公園・緑地の整備を推進します。
- ◆ 総合設計制度の活用や開発行為による公園・緑地の創出を促進します。

ウォーターフロントのうるおいやにぎわい空間の創出

- ◆ 鹿児島港などの水辺空間については、港湾計画に基づく緑地の整備を進めます。



【マリンポートかごしま】

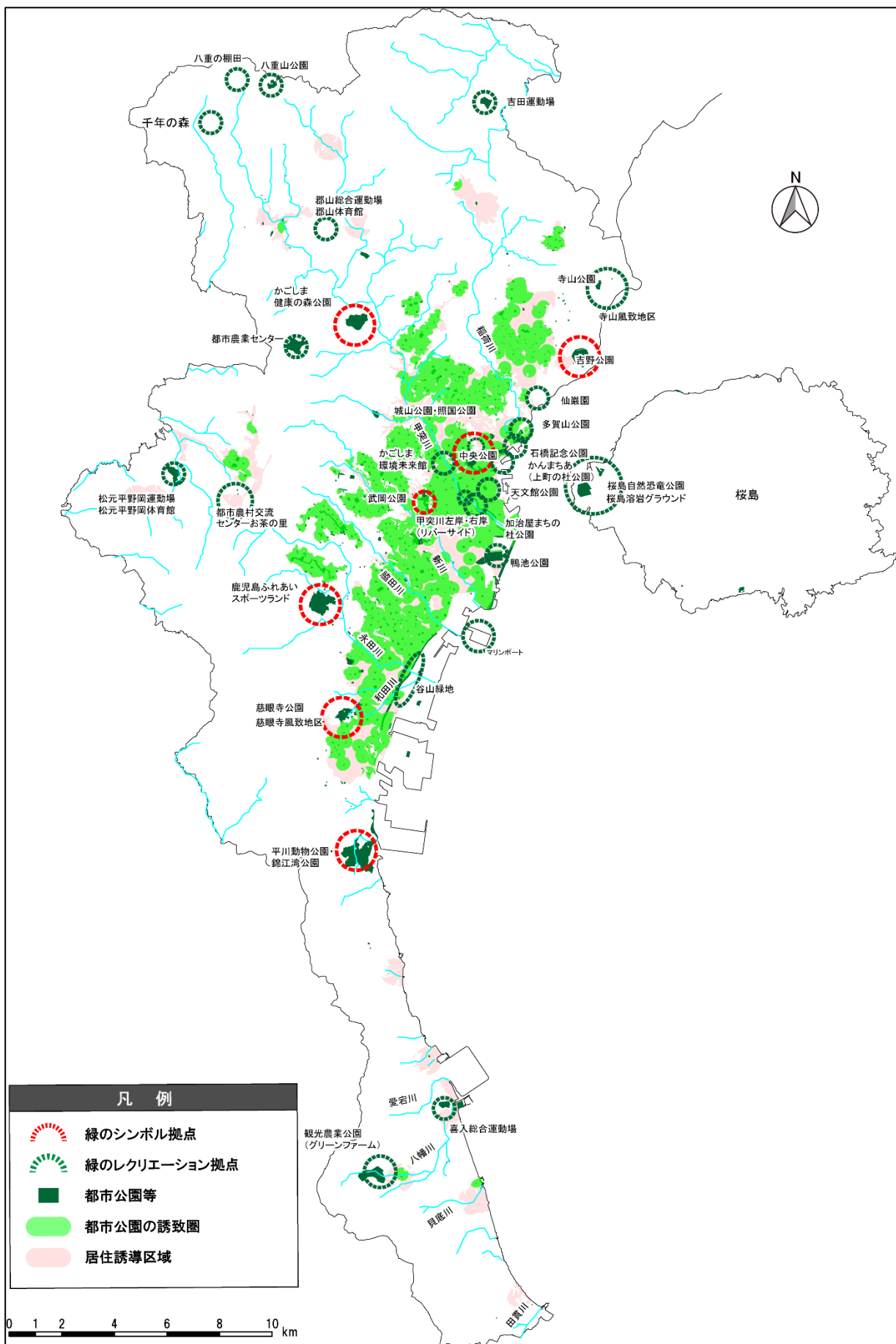
都市公園以外の広場などの維持・保全

- ◆ ちびっこ広場や高齢者グラウンド・ゴルフ場などの都市公園以外の広場などについても、市民の視点に立って機能の維持・保全を図ります。

様々な制度の活用による公園・広場の創出の検討

- ◆ 公園・広場を創出するにあたっては、立体都市公園制度による公園整備やまちなかウォークブル推進事業等を活用した街路空間の広場化（緑地化）など、様々な制度の活用による公園・広場の創出を検討します。

【充実に関する配置方針図】



4-4.育成に関する施策と配置方針図

施策 13:身近な緑の育成・彩り空間の創出

身近な緑の育成・彩り空間の創出を図るため、街路樹等の再生（質の転換）や民間施設の屋上・壁面緑化の促進、南国・鹿児島らしいおいしい空間の創出などに取り組みます。

街路樹及び公園樹の再生（質の転換）

- ◆ 周辺のまちなみの状況や歩道空間に適した樹種への変更、樹形の育成や緑陰等を考慮した街路樹及び公園樹の適正配置を行うとともに、生育不良や根による舗装の隆起等を踏まえた樹種もしくは樹木の更新を行います。
- ◆ 樹木の生育状況や歩道幅員等の現況調査を行い、更新等対応の優先順位を整理（街路樹管理計画の検討）し、順次、樹木の再生（質の転換）に取り組みます。



【街路樹】



【公園樹】

民間施設の屋上・壁面緑化等の促進と制度拡充の検討

- ◆ 「鹿児島市民間建築物屋上・壁面緑化助成事業」により、市街化区域内の民間施設の屋上や壁面緑化の初期投資に対する助成を行います。また、助成対象区域や対象施設の拡大を検討します。
- ◆ 緑のカーテンの導入など、身近な場所の積極的な緑化の促進を図ります。



【屋上緑化施工事例】

地区計画の活用による緑化の促進

- ◆ 地区レベルの良好な都市環境の形成を図るため、都市計画法に基づく地区計画を定める際に、かき・さくや緑化率の制限を設け、宅地内の緑化促進を図ります。

身近な彩り空間の創出

- ◆ 歩道や公園、駅前広場等において花壇やプランター等を設置し、身近な彩り空間の創出を図ります。



【立体花壇】
(鹿児島中央駅東口)

南国・鹿児島らしいというおい空間の創出

- ◆ 鹿児島中央駅周辺や、いづろ・天文館、桜島フェリーターミナル周辺など、観光客が周遊する場所を中心に、南国を感じることができる樹木や草花を植栽し、南国・鹿児島らしいというおい空間の創出を図ります。



【南国・鹿児島 花と緑のおもてなし事業】
(鹿児島中央駅東口)

工場立地法に基づく緑化の促進

- ◆ 工場立地法に基づく届出制度により、工場内の緑化を促進します。
※対象は、敷地面積 9,000 平方メートル以上又は工場内の建築物の建築面積の合計が 3,000 平方メートル以上の製造業、電気・ガス・熱供給業。

緑地協定の検討

- ◆ 市街地における良好な環境を確保するため、民間事業者等と連携を図りながら緑地協定の締結を検討します。

生垣緑化等への助成の検討

- ◆ 宅地内における生垣や芝生等による緑化を促進するため、また、老朽化したブロック塀の生垣への変更を促進するため、緑化重点地区や緑被率の低い地域を対象に、生垣緑化に関する助成制度を検討します。

施策 14: 公共施設の緑化推進

市電軌道敷緑化や公共施設の屋上・壁面緑化を進めるとともに、小・中学校の校庭の芝生化等の取組を継続して実施し、緑豊かでうるおいのある都市環境の形成を図ります。

市電軌道敷緑化の推進

- ◆ 市電軌道敷緑化の適正な維持管理を行い、うるおいのある都市環境を形成するとともに、ヒートアイランド現象の緩和等に取り組みます。



【市電軌道敷緑化】

公共施設の屋上・壁面緑化等の推進

- ◆ 公共施設における屋上・壁面緑化や敷地内緑化を推進するとともに、緑のカーテンの設置を推進します。



【公共施設の壁面緑化】
(市役所みなと大通り別館)

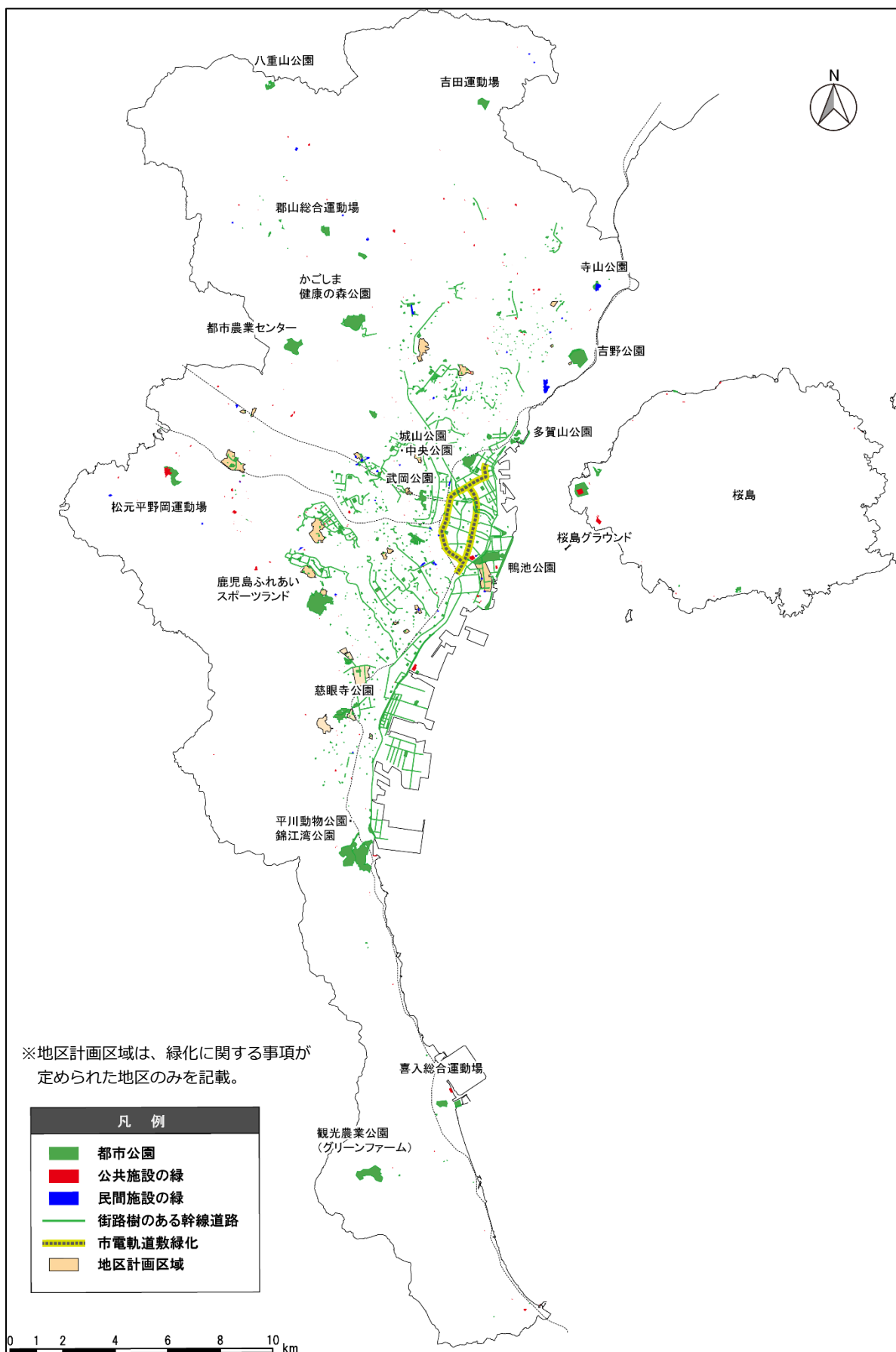
学校校庭の芝生化等の維持・保全

- ◆ 芝生化された学校校庭や学校敷地内の緑陰空間の適切な維持・保全を図ります。

駐車場の緑化の検討

- ◆ 公共施設における駐車場の芝生化や緑化ブロックの導入などを検討します。

【育成に関する配置方針図】



4-5.共生に関する施策と配置方針図

施策 15:ゼロカーボンシティかごしまに関する意識の高揚を図る取組の推進

ゼロカーボンシティかごしまに関する意識の高揚を図るため、「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けた取組に関する情報の発信や学校等における環境学習・環境教育の促進、森林保全意識の啓発に取り組みます。

「ゼロカーボンシティかごしま」に関する情報の発信

- ◆ 「ゼロカーボンシティかごしま」の実現に向けた取組について、SNS等の各種媒体を活用した情報発信により、市民や事業者の理解の促進を図ります。

学校や地域における環境学習・環境教育の促進

- ◆ かごしま環境未来館の運営や登録団体との協働を通じて、環境に関する各種講座やイベントを実施します。
- ◆ 本市の現状を踏まえた環境学習ツールを学校や市内の公共施設等で配付することによって、気候変動対策の取組に対する市民の理解や家庭における省エネ行動の促進を図ります。



【かごしま環境未来館】

森林保全意識の啓発

- ◆ 企業やボランティア団体が実施する森林保全活動に対する支援を行います。
- ◆ 間伐利用のPRや市民向けの森林・林業体験イベントを開催することによって、CO₂の吸収源の確保や森林保全に対する意識の啓発を図ります。



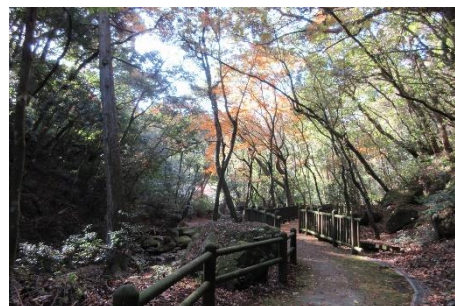
【山林自然環境】

施策16:生物多様性に関する意識の高揚を図る取組の推進

生物多様性の恵みや重要性について普及啓発を図るとともに、生物多様性を支える自然環境を市民に広く周知するため、自然観察の場の活用などによって地域の自然環境を知り、大切にすることを育む場の創出を図ります。

自然観察の場の活用

- ◆ 城山周辺にある野鳥の森をはじめ、各所に整備された自然遊歩道などについて、適切な環境維持・管理を行い、自然観察の場として活用します。
- ◆ かごしま健康の森公園や鹿児島ふれあいスポーツランドでは、公園施設を活用した自然観察会を開催します。



【慈眼寺公園の自然遊歩道】

生物多様性を学べる機会の提供

- ◆ 生物多様性に関する講座等の実施や教材の提供等を通じて、多くの主体が生物多様性について学べる機会や自然に触れる体験を通して、生きものの恵みを感じられる機会の提供を図ります。

生物多様性を理解し行動する人材の育成

- ◆ 環境学習、環境教育、体験活動等を支える人材を育むとともに、生物多様性について理解し、行動する人を育むための取組を推進します。

生物多様性に関する情報の集積・発信

- ◆ 生きものや生態系の現況、保全活動やイベントなどの情報、活動に関する技術など、生物多様性に関する情報の集積に取り組みます。
- ◆ 集積した情報を市民などにわかりやすく提供し、本市の素晴らしい自然や貴重な生きものの価値を共有するとともに、自然とのふれあいや生物多様性に関する理解の促進に向けた取組を推進します。

グリーンオフィスかごしまの認定・表彰

- ◆ 適正に環境管理を実施している事業所を「グリーンオフィスかごしま（環境管理事業所）」として認定するとともに、更新認定を受けた事業所の中から、環境管理の取組及び成果が他の事業所の模範となる事業所を表彰し、企業の環境配慮意識の向上を図ります。

施策 17: 緑の循環社会の構築に向けた取組の推進

環境への負荷が少ない循環社会を構築するため、緑のリサイクルに努め、資源の地域内循環の取組を推進します。

緑のリサイクルの推進

- ◆ 街路樹や公園樹の管理で発生する落葉や剪定枝のリサイクル（再資源化）を行い、環境にやさしい緑の管理体制の充実を図ります。
- ◆ 都市農業センターの市民農園や園内の草刈などから発生する残滓を堆肥化し、花園や花壇などに再利用します。

施策 18: 水と緑のネットワークづくり(生態系ネットワークの形成)

生態系の保全を図るため、生きものの移動等に配慮した水と緑のネットワークづくりや生息環境の保全に努めます。

街路樹や植栽帯等による生態系ネットワークづくりの検討

- ◆ 市街地を取り巻く山林や甲突川などの河川により形成されている生態系ネットワークを補完するため、生きものの移動に配慮した、街路樹や植栽帯等の充実を検討します。



【ナポリ通線の街路樹】

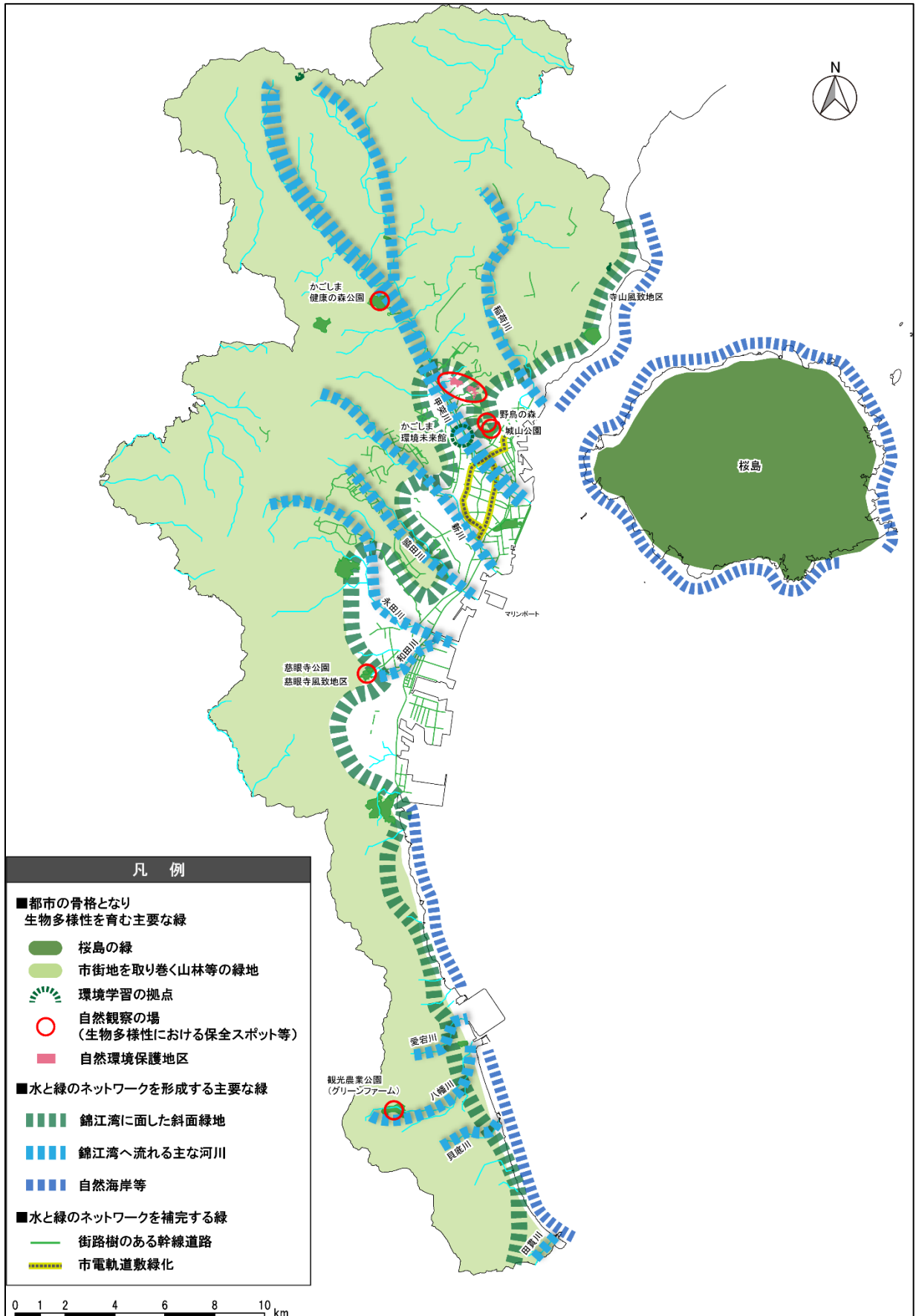
河川的环境保全とふれあい空間としての活用

- ◆ 河川の整備にあたっては、生物の生息空間に配慮した水辺づくりに努めます。
- ◆ 市内の主要な河川については、沿岸の歩行路の整備や水辺に近づきやすい場所、生物の観察に適した場所においては親水性を高めた護岸等の整備を促進します。



【甲突川の親水空間】

【共生に関する配置方針図】



4-6.活用に関する施策と配置方針図

施策 19:農地の活用

農地を有効に活用し、持続的に保全されるような施策に取り組みます。

市民農園としての活用

- ◆ 市民が農業に親しむ機会の提供を図るため、市民ニーズに沿った市民農園の開設・整備や運営に対して助成し、市民農園の充実に努めます。

食農教育の推進

- ◆ 多くの児童・生徒が農作業を体験し、そのなかで「食の大切さ」を学びとれるように、学校と連携し、学校農園の拡充に努めます。
- ◆ 農業体験指導や学校農園への農地提供について、農家の方々の理解、協力を努めます。

グリーン・ツーリズムの推進

- ◆ 本市は、自然とふれあう場としての自然環境に恵まれていることから、この豊かな自然を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、都市住民と農村地域住民との交流の促進による農村地域の活性化、農村地域の資源の保全・活用を図ります。



【観光農業公園(グリーンファーム)】



【都市農村交流センターお茶の里】

遊休農地の解消と有効活用

- ◆ 農業従事者の高齢化や担い手不足に伴う遊休農地の発生などが問題となっていることから、農地パトロール（利用状況調査）による遊休農地の実態把握を行うほか、農地バンクを通じた情報提供により農地の有効活用を図ります。
- ◆ 遊休農地の再生利用に係る経費や農地の貸し借りに対して助成を行い、農地の有効活用を促進します。



【農村集落】

施策 20: 公園・緑地等の活用

市民や企業等による公園・緑地等の積極的な活用を促すため、さらなる情報提供や民間活力の導入に努めるとともに、公園・緑地等の柔軟な運用を検討します。

公園施設等のわかりやすい情報提供の推進

- ◆ 公園・緑地等の利活用を促進するため、公園施設等の特徴や利用目的ごとの情報発信を行うなど、利用者目線に立ったわかりやすい情報提供に努めます。

市民による公園・緑地等の活用

- ◆ 地域住民や通り会等によるフリーマーケットやまちかどマルシェの開催など、公園・緑地等の利活用を促進するため、公園・緑地等の柔軟な運用を検討します。

企業等による公園・緑地等の活用

- ◆ Park-PFI事業や民間資金での公園整備など、民間のノウハウを取り入れた公園の整備・運営を推進します。
- ◆ スポーツクラブやNPO等によるスポーツ教室の開催、公共財産の貸付による災害対応用の自動販売機等の設置など、公園・緑地等の利活用を促進するため、公園・緑地等の柔軟な運用を検討します。



【Park-PFI事業による民間活力の導入】
(加治屋まちの杜公園)



【鹿児島ふれあいスポーツランド】



【指定管理者による様々なイベントの開催】
(谷山緑地)



【石橋記念公園】
(写真協力:公益社団法人 鹿児島県観光連盟)

イベント等による公園・緑地等の活用

- ◆ 地域特有の歴史・文化・景観などを活かした公園・緑地、自然遊歩道等におけるイベントの開催を促進します。



【かんまちあ】



【かごしま健康の森公園】

観光資源としての公園・緑地等の活用

- ◆ 甲突川左岸・右岸緑地（リバーサイド）や城山公園等について、地域特有の歴史・文化・景観などを活かした公園等の活用を検討します。
- ◆ 桜島自然恐竜公園、八重山公園等については、桜島や八重山などの観光資源と連携した公園の活用を検討します。



【甲突川左岸緑地】



【城山公園】

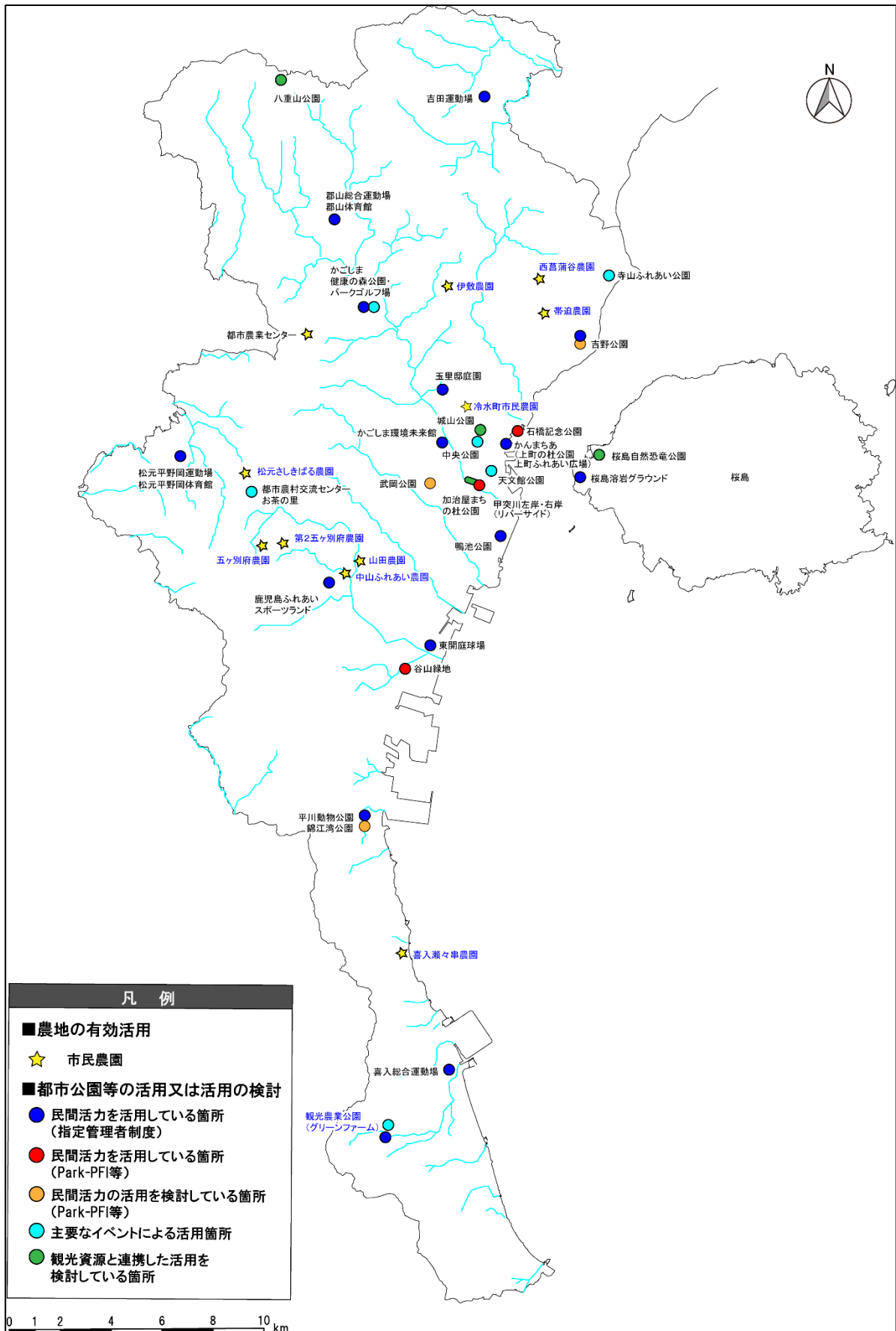


【慈眼寺公園】



【八重山公園】

【活用に関する配置方針図】



4-7.総合的な緑の配置方針図

6つの基本方針のうち、すべての基本方針に関連する「協働・共創」を除く、5つの基本方針ごとの配置方針図を重ね合わせて整理した本市の「総合的な緑の配置方針図」とそれぞれの拠点等の配置方針を以下に示します。

緑の拠点や緑のゾーン等で施策の展開を図り、本プランの基本理念の実現に取り組みます。

(1)緑の拠点

① 緑のシンボル拠点

本市における緑の保全・創出・育成のシンボルとなる拠点を緑のシンボル拠点とします。

緑のシンボル拠点では、他都市からの来園者に対して、鹿児島らしさのある緑のシンボル拠点にふさわしい公園の整備や施設の充実に努めます。

- 城山、中央公園とその周辺
- 吉野公園
- 慈眼寺公園とその周辺
- かごしま健康の森公園
- 鹿児島ふれあいスポーツランド
- 平川動物公園、錦江湾公園
- 武岡公園



【平川動物公園】

② 緑のレクリエーション拠点

地域の緑の拠点機能を有し、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの拠点を緑のレクリエーション拠点とします。

緑のレクリエーション拠点では、レクリエーションや地域の交流の場としての利活用や環境学習の充実に努めます。

- 市内の主要な都市公園や都市公園以外の緑地等
- 周辺地域（吉田、桜島、喜入、松元、郡山地域）における主要な公園・緑地等
- 環境学習拠点（かごしま環境未来館）



【八重の棚田】

(2) 緑の軸

① 斜面緑地軸

斜面緑地軸とは、平地とシラス台地間の斜面等に存在する斜面緑地のうち、錦江湾に面し、市街地の背景となっている斜面緑地であり、水辺と緑の河川軸と併せて、緑のシンボル拠点等を結び、生物の移動空間となるとともに、連続した緑の景観を形成しています。

斜面緑地軸については、市街地に残された、緑を身近に感じることができる貴重な緑として、保全・継承に努めます。

② 水辺と緑の河川軸

甲突川をはじめとした本市の主要な河川は、八重山などの山麓から田園地帯、台地の谷、市街地を経て、錦江湾へと流れる、本市の水辺と緑の河川軸を形成しています。

これらの連続した水辺と緑は、多くの市民が身近に自然を感じることができるとともに、水辺の景観を形成するほか、山林と農地、市街地、海を結ぶ生物の移動空間となっています。

これらの身近で貴重な河川空間については、治水を考慮しながら河川環境の保全を図るとともに、親水護岸の整備などにより、水にふれあう空間の整備を促進します。

また、その他の河川についても可能な限り自然環境との調和を図った整備に努めます。

③ 水辺と緑の海岸軸

水辺と緑の海岸軸とは、連続した自然海岸や半自然海岸等とその背後の緑が一体となって、水と緑を身近に感じられる海岸で、本市では数少ない砂浜や貴重な植物が群生する場所でもあります。

自然に近い形で海とふれあえる場として、これらの自然海岸等を保全します。

(3) 緑のゾーン

① 桜島の緑

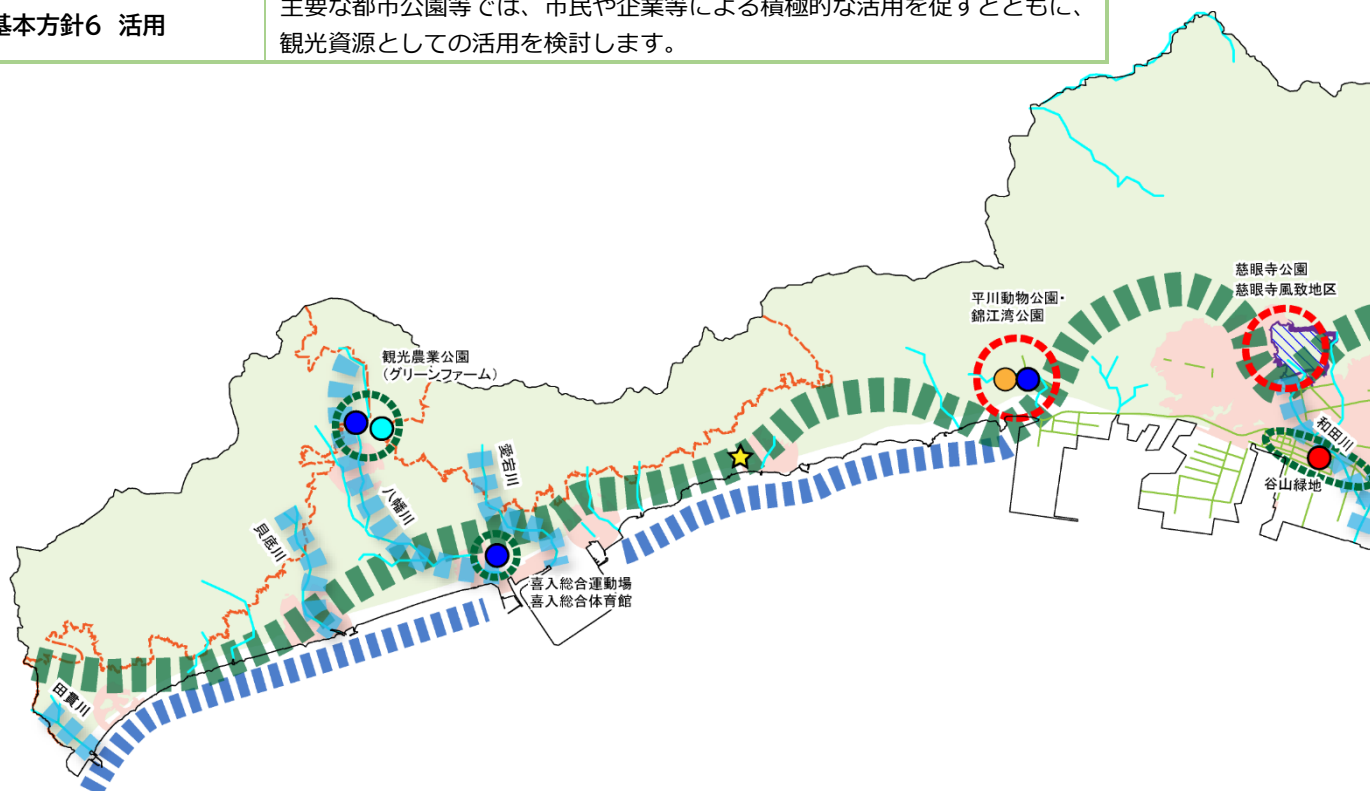
桜島の自然公園地域を中心とした地域で優れた自然風景地や森林などの自然環境を有しており、今後も適正に維持・保全し、活用を図ります。

② 市街地を取り巻く山林等

国有林や民有林が多い吉田・喜入・松元・郡山地域の一団の森林地域、また、森林や里山などの緑と、農地、農村集落及び郊外部の住宅地などから構成される地域で、洪水調整機能を持ち、防災上も重要な緑地であることからその豊かな緑の保全を図るとともに、集落や郊外住宅地の住民に対応した活用を図ります。

基本方針ごとの配置方針

基本方針1 協働・共創	市民・事業者・行政等が協働・共創しながら、取り組みます。 【基本方針2～6を進める上での共通事項】
基本方針2 保全・継承	桜島や市街地を取り巻く山林等の緑、錦江湾に面し、市街地の背景となっている連続した斜面緑地軸等の保全・継承に取り組みます。
基本方針3 充実	緑のシンボル拠点やレクリエーション拠点では、公園等の整備・充実に取り組みます。
基本方針4 育成	本市の特色ある都市景観を形成している市電軌道敷緑化の維持・保全を図るとともに街路樹等の再生（質の転換）に取り組みます。
基本方針5 共生	水辺と緑の河川軸や斜面緑地軸、それらを補完する街路樹の緑などにより水と緑のネットワーク（生態系ネットワーク）の形成に取り組みます。
基本方針6 活用	主要な都市公園等では、市民や企業等による積極的な活用を促すとともに、観光資源としての活用を検討します。



凡 例	
■ 緑の拠点	■ 都市公園等の活用又は活用の検討箇所
緑のシンボル拠点	民間活力を活用している箇所(指定管理者制度)
緑のレクリエーション拠点	民間活力を活用している箇所(Park-PFI等)
■ 緑の軸	民間活力の活用を検討している箇所(Park-PFI等)
斜面緑地軸	主要なイベントによる活用箇所
水辺と緑の河川軸	観光資源と連携した活用を検討している箇所
水辺と緑の海岸軸	市民農園等
■ 緑のゾーン	■ その他
桜島の緑	風致地区
市街地を取り巻く山林等	都市計画区域
	居住誘導区域
	主な河川
	市電軌道敷緑化
	街路樹のある幹線道路

